

# 令和7年度「佐賀さいこう！」情報発信事業企画・運営等業務委託仕様書

## 1 目的

関西圏において、佐賀県の情報発信等の展開が期待できる本県にご縁のある人や事業者等に向けて、「ラグジュアリーな佐賀」をコンセプトに、佐賀の唯一無二の歴史、文化、食材、伝統工芸等を体験するイベントを開催することで、関西における佐賀県への理解を深めるとともに良好なイメージの醸成を図ることで観光客の誘致及び特産品の販売促進につなげる。

## 2 委託業務名

令和7年度「佐賀さいこう！」情報発信事業企画・運営等業務委託

## 3 事業概要

### イベントの実施

名称 「佐賀さいこう！Luxury Night（ラグジュアリー ナイト）」

時期 令和8年2月

会場 京都市内のホテル、飲食店等

参加規模 20～30名程度

内容 スライドや動画を用いた佐賀県PR、佐賀県産食材の体験、  
佐賀県らしさを感じることができる体験 等

参加者 県が招待する事業者等の要人・関係者及びインフルエンサー等

参加者の業態 市場、百貨店、小売、旅行、製造、ホテル、料理、文化芸術、メディア等を想定

## 4 委託業務の内容

### (1) イベントの企画に関する業務

#### (ア) イベントの企画（内容、会場、説明者の選定 等）

①「ラグジュアリーな佐賀」というコンセプトに基づき、参加者が唯一無二の佐賀県の歴史、文化、食材、伝統工芸等を体感し、それに基づき参加者自らが佐賀県について他の人に話したくなるような、また自らのビジネスでの活用したくなるような内容を企画すること。

②会場については、交通アクセスが良く、参加者が夜間や悪天候等でも安全に移動できる分かりやすい導線及び受付前の待機場所が確保された、京都の歴史や伝統文化を感じられる会場提案、確保すること。

③参加者に対して佐賀県産の様々な食材を用いた上質な食事を提供することにより佐賀県の唯一無二を体験させること。

④③に加え「佐賀についてもっと知りたい、知らせたい、佐賀に旅行したい、させたい、佐賀の特産品を購入したい、させたい」といった行動につながる佐賀県ならではの体験（以下、体験会とする）を提供すること。

⑤ 参加者として、関西圏在住者で関西圏及び海外への情報発信等の期待が大きいメディアやインフルエンサー（以下、インフルエンサー等とする）を5名程度提案・招へいし各人が運営するメディア（SNSを含む）を通じてコンセプトに応じた佐賀県に関する情報発信を行うこと。なお、インフルエンサー等による情報発信の主なターゲットは上質な旅や商品、グルメに関する高い関心を持つ層とし、イベント開催日前後において佐賀県への往訪意欲や県産品の消費拡大につながるよう工夫すること。

⑥体験会でおもてなしを行う者（以下、応対者とする）は、その体験内容に精通した者とする。

## （2）イベントの運営に関する業務

（ア）イベントの運営（参加者及び応対者等の対応、応対者等の旅費・食事等の手配、司会、イベントを運営に必要十分なスタッフ手配、進行管理、受付、案内、人員整理、誘導、招待者接遇対応、進行シナリオ、スタッフ運用マニュアルの作成、その他の運営に必要な諸物品の作成及び調達 等）

（イ）会場レイアウト・設営（サイン、メニュー表の制作・設置・撤去、会場設営のために必要な什器・機材・照明・音響等の調達、設置、操作（オペレーター含む）、撤去、原状回復、受付等の場所の設営・撤去、会場内の装飾 等）

① 食事の提供は、佐賀産食材等を使った食事会形式とし、運営・進行を行うこと。

② 参加者に対し、アンケートを実施すること。

③ 会場の手配や食事会、体験会等の運営にあたり必要となる物品等の調達、スタッフの手配、会場設営及び撤去等を行うこと。

④ 参加者からの参加費の徴収は行わないこと。

⑤ 必要に応じて感染防止対策を行うこと。

⑥ 参加者の満足度が高まるようにソフト、ハードの両面を検討し、工夫を凝らすこと。

## 5 事業の報告について

業務委託完了後、速やかに実績報告書を冊子及びデータで提供するものとする。なお、写真は二次使用が可能なデータを提供すること。

（1）業務委託完了報告書

（2）事業報告書（概要、写真(食事会及び体験会等)、進行シナリオ、スタッフマニュアル、アンケート結果、招へいしたインフルエンサー等による情報発信の訴求効果 等）

（3）本事業を更に進めるための次年度以降の展開案等

## 6 委託期間

契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで（予定）

## 7 委託額の上限額

4,500 千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

## 8 委託料の支払い

完了払（前金払も可）

## 9 その他

- （1）本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県関西・中京事務所と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては、責任者を明確にし、佐賀県関西・中京事務所職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- （2）食事会等の参加者との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- （3）他企業からの協賛を受けて業務を実施することも可能とするが、その場合、協賛企業に対して参加者の個人情報の提供はしないこと。
- （4）収集した個人情報は、この業務を遂行する目的以外の目的のために利用しないこと。
- （5）個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- （6）個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努め、業務終了後は、収集した個人情報を速やかに廃棄し、又は消去すること。